

広報

# ちわたりい

No. 203

80 12



## 町のうごき

人口男 4,397

女 4,524

計 8,921

世帯数 2,002

出生 9

死亡 6

転入 18

転出 23

55. 12. 1 現在

## 茶碗や花びんなど陶芸教室で楽しくつくる

本年4月開館しました中央公民館では、社会教育の一環として、華道教室をはじめ料理教室や俳句教室、お母さんの勉強会など公民館主催の各種講座や教室が開かれています。また、自主運営グループによる詩吟や民踊、茶道などが活発に行われています。

12月9日の夜は、陶芸教室が開かれておりました。

この教室は、本年9月から毎週第2、第4火曜日の午後7時から午後10時まで、本年度は14回開催され、次年度以降も引継ぎ開設の予定です。

この日の参加者は10人で、いつもより少な目でしたが講師の野呂幸一先生の指導により信楽土を使って手先の器用さを發揮し、各人の創作品である茶碗や花びんづくりに熱心に取り組み、楽しい語らいのうちに、立派な作品をつくりあげていました。このあと作品は、さらに磨きをかけ、ろ釜、で焼きあげて完成します。これらの作品は、町民文化祭や公民館のロビーなどに展示されます。公民館では、各種講座への積極的な参加を呼びかけておりますので気軽に参加してください。

# 西村金右衛門氏ほか二十二名

## 町政功労表彰を受く

表彰された方々は次のとおりです。

- ◆自治功労表彰(2年以上在職)
- ・町議会議員
- ・元町議会議員
- ・消防功労表彰(20年以上在職)
- ・消防団員

・元消防団員

- 西野義夫氏
- 東出清氏
- 岡谷昌行氏
- 西村康氏
- 味噌井幾子氏
- 中村利夫氏
- 田辺たま氏
- 浦田正之助氏
- 舟瀬泰宏氏
- 西村竹内利夫氏
- 西村郭子氏
- 中村美行氏
- 田中邦美氏
- 岡山元氏
- 岡出閑男氏
- 岡下隆志氏
- 岡神森元氏
- 岡玉村芳夫氏
- 岡中廣文男氏
- 岡元監査委員

- ◆永年勤続功労表彰(20年以上在職)

## 民生委員、児童委員

## 18名が委嘱される

西村昌平氏  
藤田芳夫氏

中田清彦氏  
大糸すみ子氏

元町職員  
高橋寛宗氏

一日付で厚生大臣から委嘱されました。

田口 麻加江・坂井 長原・立花 鮎川・立岡・久保 平生・牧戸 清水・克子牧戸  
棚橋 長原・葛原 阪口・庄之助(葛原) 下久具・上久具 石井 政雄(下久具)  
大野木・葛原 田間・当津茶屋広 玉村・之郎(田間) 棚橋・大西 清棚橋  
中之郷・日向 川口・栗原 久保田キソエ(川口) 中西・章(五ヶ町) 大西・清棚橋  
五ヶ町・小川 火打石・駒ヶ野 鈴木・治駒ヶ野  
中西・章(五ヶ町) 大西・清棚橋  
和井野 小萩・柳 市場・脇出 橋本・佐一(中之郷)  
南中村・川上 和井野 鈴木・治駒ヶ野  
森田・あさ脇出 田畠 悟(和井野)  
濱岡・福蔵(南中村)

山根治田(11)  
辻本久美子(麻加江)  
中村満男(長原)  
世古徳郎(鶴川)



## 民法の改正

### 昭和五十六年 一月一日から施行

遺産を子供とともに相続する場合、配偶者の相続分が三分の一から二分の一に引き上げられます。

#### ▼配偶者の相続分の引上げ

配偶者の相続分が三分の一から二分の一に引き上げられるなど、「民法及び民事審判法」の一部が五月九日改正され、昭和五十六年一月一日から施行されます。

この改正の主なものは、次のとおり配偶者の相続分の引き上げ、寄与分制度の新設など

を内容とするものです。

#### ▼配偶者の相続分の引上げ

ある場合は、配偶者及び子の相続分は各三分之一(現行民法では二分の二)です。

#### ▼寄与分制度の新設

兄弟姉妹の相続分は四分の一(現行民法では二分の二)です。

兄弟姉妹が相続人である場合には、配偶者の相続分は四分の三、兄弟姉妹の相続分は四分の一(現行民法では二分の二)です。

#### ▼寄与分制度の新設

兄弟姉妹が相続人である場合には、配偶者及び子の相続分は各三分之一(現行民法では配偶者は三分の二、子は三分の二)です。

このほど、民生委員、児童委員が改選され、十二月

#### 注連指

担当区域 氏名 住 所

#### 握手 行雄(注連指)

和井野 南中村・川上

森田 あさ脇出

田畠 悟(和井野)

濱岡・福蔵(南中村)

#### 扶助金

た者があるときは、遺産の額から共同相続人間の協議又は家庭裁判所の審判によって定められる寄与分を法定相続分に加えたものを、寄与した相続人の相続分をとすることによって、その相続人が遺産の分割に際して、本来の相続分を超える額の財産を取得できるものとして、公平をはかることとなりました。

以上が今回の改正の主なものです。これが、くわしいことを知りたい方は、家庭裁判所にお



## 国民年金の改善

老齢年金は約七%アップ  
母子年金は約四二%アップ

年金額の引き上げを中心とする今年の国民年金法改善は、国会の五月解散により成立が遅っていましたが、このほど臨時国会で成立しました。

## 老齢年金の改善

ライド率)で計算されていましたが、今回の改正では、(一六八〇円×納付月数)に引き上げられました。

## 改善された国民年金の月額

給付の種類			改正前	改正後
拠出年金	老齢年金	5年年金 10年年金 25年納付 40年納付	20,108円 24,741円 39,225円 62,766円	22,600円 26,550円 42,000円 67,200円
	通算老齢年金	10年納付 20年納付	15,691円 31,383円	16,800円 33,600円
	障害年金	1級 2級	49,791円 39,833円	52,250円 41,800円
	母子年金 準母子年金	子1人 子2人 子3人	39,833円 41,833円 42,233円	56,800円 61,800円 63,800円
金				母子加算(準母子加算) 年180,000円を含む
	遺児年金	子1人 子2人 子3人	39,833円 41,833円 42,233円	41,800円 46,800円 48,800円
	寡婦年金	25年納付	19,616円	21,000円
	老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人	20,000円	22,500円
福祉年金	障害福祉年金	1級 2級	30,000円 20,000円	33,800円 22,500円
	母子福祉年金 準母子福祉年金	子1人 子2人 子3人	26,000円 28,000円 28,400円	29,300円 34,300円 36,300円

(注) 1. 改正後の5年年金は7月から21,600円に、8月から22,600円になります。2. 母子加算の創設は8月からです。

遺族年金をつけられる人への母子年金は、今まで母子年金の額が三分の一支給停止されといきなりました。



## 通算老齢年金の改善

特に重点が置かれ、大幅な年金額アップがはかられました。

（年金も同じです）

通算老齢年金額は、老齢年金と同じように計算することとなっていますので、(一六八〇円×納付月数)で計算されます。なお、明治四十四年四月一日以前に生まれた人は(二五二〇円×納付月数)で計算されることになりました。

金額が引き上げられたほか、年十八万円（月一五〇〇〇円）の母子加算という制度がつくれられ、母子年金に加算して支払われることになりました。この母子加算は、御主人の死亡により、母子年金だけうけられる人に加算されることと

母子年金・準母子年金・遺児年金には、満十八歳未満の子が二人以上あるときは、年金額がさらに加算されますが、その加算額は、二人目が月五千円加算に、三人目以降は月三千円加算となりました。

福祉年金等の

老齢福祉年金は、月一千五百百円アップされ、月二二五〇円となつた他、別表とのおりすべての年金が改善されました。実施の時期は、拠出年金が七月、母子加算と福祉年金は八月にさかのぼつておなわれます。

# 生命保険と税金



金額に所得税(一時所得)が負担した保険料を控除した

かかり、受取人以外の人が保険料を負担していたときは、贈与税がかかります。

## 三、保険金を年金で

### 受取るとき

相続税、贈与税は一又は二の関係と同様です。所得税は一時所得でなく雑所得としてかかります。

## 二、死亡保険金を受取つたとき

### 死亡した人が保険料を負担

死亡したときは、受取人に相続税がかかります。ただし、保険金受取人が相続人であるときは、相続人一人につき二百五十万円までは非課税となっています。受取人が保険料を支払った場合は、その年の支払額に応じて最高五万円が「生命保険料控除」として、その年の所得金額から差引きされます。ただし、保険期間が五年未満のいわゆる貯蓄保険は生命保険料控除の対象にはなりません。また、その年に受け取った剩余金や割戻金は、支払った保険料から差引くこととされています。

本人大きな家族を受取人とする生命保険に加入しているといわれています。

最近は、十世帯のうち九成が生命保険に加入しているといわれています。

本人や家族を受取人とする生命保険に加入し、保険料を支払った場合は、その年の支

# 財蓄と税金



## 四、傷害特約付生命保険で傷害給付金を受取つたとき

生命保険契約の特約に基づき、身体の傷害などを原因として傷害給付金を受取つたときには、贈与税も所得税もかかりません。

生命保険料控除の対象にはなりません。また、その年に受け取った剩余金や割戻金は、支

りますが、一定の手続をとることによって税金がかかることがあります。この税金は、大きく直接税と間接税に分けられます。ところ、税金を負担する人と納める人が違う仕組みになっている間接税は、所得税や相続税などの直接税に比べて、みんなの関心も薄いようです。

預貯金の利息等には、一人の利息による思がけない現象になります。

私たちは、住宅の購入資金や病気などによる思がけない現象になります。

は、保険料をだれが負担したかにより、相続税、贈与税あるいは所得税のいずれかの対象になります。

## 一、満期保険金を受取つたとき

受取人が保険料を負担していたときは受取つた保険金か

預貯金や公社債の利子は、出費とか、老後の生活に備えるために預金をしたり公社債を買つたりして貯蓄をします。

更に、一般に「財形貯蓄」

# お酒や品物にかかる税金



税金です。

例えば、小売価格千六百円の清酒一級には、三百八十六円(二四・一%)、また、二百四十円のビールには、百二

円(二四・一%)の酒税が含まれています。

なお、テレビやピアノなど

は、一定の手続により物品税

が免除されます。

くわしいことは、伊勢税務署又は税務相談室におたずねください。

物品税は、宝石類、貴金属製品、自動車、ゴルフ用品など、主にせいたく品や比較的高価な便益品、趣味、娯楽品

税金です。  
税率は、物品の種類、品目

に応じて定められており、最低5%から最高30%までとあります。

学校が教育用に使う場合に

は、一定の手続により物品税

が免除されます。

くわしいことは、伊勢税務

署又は税務相談室におたずねください。

# 「国」の進学ローンの利用を!

## 利用を!

国民金融公庫では、お子さまの進学資金として「国」の進学ローンの融資を行っています。

短大は二年以内年八・八パーセント

▼ご利用いただける方  
お子さまが、昭和五十六年四月に高校、大学、専修学校などに進学されるために、資金を必要とされる方。

▼ご融資額  
一世帯あたり五十万円以内

▼融資期間  
内(最長四年)。例えば、高校は三年以内、大学は四年、

▼ご融資額  
昭和五十六年一月~四月

▼返済方法  
毎月元利均等返済

▼お取り扱い期間  
昭和五十六年一月~四月

&lt;p

## 成人式のご案内

とき：昭和56年1月15日(木)午前10時  
ところ：度会町中央公民館  
該当者：昭和35年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた人

——簡素な服装では是非ご出席ください。——

十一月から一月にかけては忘年会や新年会など、何かと酒を飲む機会が多く、酔い

# 12月11日から1月10日まで 年末年始の交通事故防止運動

飲酒運転の  
多い時期です



運転や酒気帯び運転による交通事故が増えます。

「あまり酔っていないと思つたので」、「少し」か飲んでいないから、「ひと休みして酔いがさめたと思ったから」——これが酒酔いおよび酒気帯び運転者の「自己弁護」の主なものですが、自分勝手な甘い判断は大変危険です。

今年も十二月十一日から翌年一月十日まで、年末年始の交通事故防止運動が県民総ぐるみで展開されていますが、年末年始は交通量が増加し、交通事故の多発が予想されますが、町民のみなさんも交通事故防止にご協力ください。

（運動の重点）  
▼歩行者・自転車利用者の交  
通事故防止  
▼飲酒運転の追放  
▼道路環境の保全

## 消防出初式の お知らせ

新春恒例の消防出初式が次  
により行われます。

### 度会町消防団出初式

昭和五十六年一月三日(土)

午前九時、度会中学校グラ

ウンド

度会郡五ヶ町村連合消防出

急用の方は、宿日直者にお

たがい

原稿

## 役所のお休み

初式  
昭和五十六年一月十一日  
(日)、午前九時三十分、  
御園中学校グラウンド

申しつけください。  
美化センターの業務は、十  
月一日から四月一日まで休ませていただきます。

で、公民館及び町営診療所の  
業務は十一月三十日から一月四  
日まで休ませていただきます。

## 自営官募集中

二等陸海空士を募集して  
います。  
ボーナス：年三回

くわしくは、町役場または  
自営隊三重地方連絡部、自衛

隊伊勢募集中事務所☎〇五九六  
23三八八〇へ

役場の業務は、十二月二十  
八日から一月四日まで休ませ  
ていただきます。

身分……特別国家公務員  
初任給……九一六〇〇円

足利幕府の末期日本の国は、北  
山名宗全と細川勝元の二つに  
分かれ戦が続いた。世にいう  
「應仁の乱」である。

その当時、度会町は細川勝  
元の方に属し、北畠國司の下  
に各地に小さな城があつた。

麻加江城はその一つで細谷城  
とも言つた。細谷氏は元細川

流の中洲の端に築かれたもの  
で、現在も土や石の積上げた  
平地と深い掘削と宮川にかけ  
まれた台地である。

最近、砂利をこの附近で採  
取するようになって調査され  
また、私も現地を見て案内の  
細谷長五郎氏にいろいろ聞い  
た。

城の大手門にあたる所は、  
大部分埋もれているが現在も  
はつきり判るし、敵が攻撃し  
た時に早く発見できるような  
「物見台」もあつた。

県の書類にはいつごろ築城  
されたか、また、誰が築城し  
たかははつきり判らないと記

姓を名稱つておらず、室町幕付  
がくずれ織田信長が伊勢に侵  
入し始めた頃、性名を細谷に  
改めたものと思われる。

した北畠具教を殺し、完全に  
伊勢地方を占領したのである。

最初の當初、織田軍は  
(北畠氏滅亡)、細谷氏が麻

加江の城を出て隣の郷士館  
と呼ばれる所に居住地を移し  
心寺というお寺でなくなつた。

と塙崎村史には出でている。  
度会町に資料は何もなく、  
県にも何もないが、遠い信濃

の塙崎村に残っているのは不  
思議である。

子孫は、現在麻加江区の細  
谷長五郎氏と中郵便局長の  
龜田弘美氏であり、代々分家

秀吉や瀧川一益等の勇将が一  
つ一つ北勢の城を占領し、な  
だれを打って松阪の大河内城  
してはいけないという厳しい

# 昭和五十六年度入校の職業訓練生を募集

南伊勢総合高等職業訓練校は、雇用促進事業団が昭和四十六年に新設した訓練施設です。全国に八十七か所設置され、「腕と頭」を兼ね備えた新しい時代に即した専門技術者を養成する修業年限2か年（測量科・自動車整備科、金属工芸科は1か年）の高等職業訓練校です。

